（保険業法施行規則の一部改正）

第五条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第五項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同項第四号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項」を「中小企業等経営強化法第八条第一項」に改め、同項第五号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十一条第一項」を「中小企業等経営強化法第十条第一項」に改める。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第六条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二百三十三条の三第十号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第十七条第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

附　則

この府令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年七月一日）から施行する。

府　令　・　省　令

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十三条第一項及び第十四条第一項の規定に基づき、経営力向上に関する命令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一

経営力向上に関する命令

（経営力向上計画の認定の申請）

第一条　中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第十三条第一項の規定により経営力向上計画に係る認定を受けようとする中小企業者等は、様式第一による申請書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の中小企業者等が経営力向上設備等を取得する場合においては、前項の申請書及びその写しには、中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第八条に規定する要件に該当することを証する書類を添付しなければならない。

3　主務大臣は、第一項の申請書及びその写し並びに前項の書類のほか、事業分野別指針に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

4　法第十三条第一項ただし書の代表者は、一名とする。

（経営力向上計画の変更に係る認定の申請）

第二条　法第十四条第一項の規定により経営力向上計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者等は、様式第二による申請書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しには、次の書類を添付しなければならない。

一　当該経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業の実施状況を記載した書類

二　取得する経営力向上設備等に変更がある場合には、その変更後の経営力向上設備等が、中小企業等経営強化法施行規則第八条に規定する要件に該当することを証する書類

附　則

この命令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

様式第1

経営力向上計画に係る認定申請書

年　月　日

主務大臣名　殿

住　所
名称及び
代表者の氏名　　印

中小企業等経営強化法第13条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

1　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

申請者は以下の要領に従って、経営力向上計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第13条第３項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で経営力向上計画を実施する場合においては、当該計画の代表者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表者以外の経営力向上計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。

1　名称等

正確に記載すること。

ただし、法人番号については、個人事業主や民法上の組合等、法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。

2　計画に係る事業の属する事業分野

「事業分野」の欄には、経営力向上計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類の小分類を記載すること。

「事業分野別指針名」の欄は、経営力向上計画に係る事業の属する事業分野において、事業分野別指針が定められていない場合には、記載不要とする。

3　計画の実施時期

３年以上５年以内として定めること。